

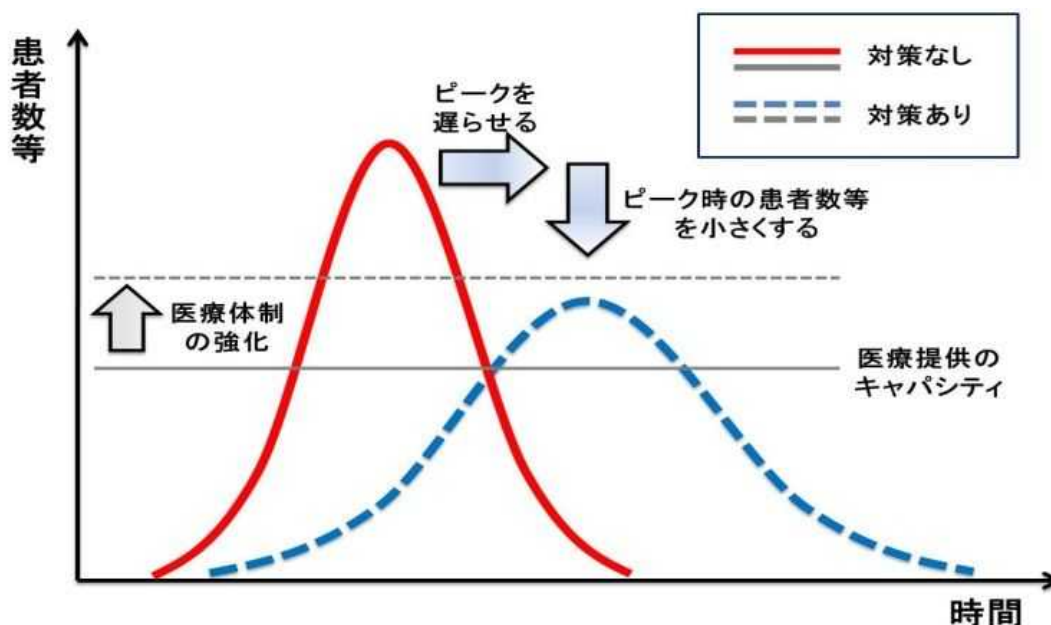
5. 対策の基本方針

(1) 目的

病原性が高く感染力が強い新型インフルエンザがひとたび国内で発生すれば感染拡大による健康被害は甚大となり、保健・医療の分野だけでなく社会全体に影響が及び、社会・経済の破綻が危惧される。こうした事態を生じさせないよう、札幌市としても、新型インフルエンザ対策を危機管理に関わる重要課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。
 - ・感染拡大を抑えて、流行のピークをなるべく遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
 - ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくし、患者数の急激な増加を抑えることにより、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
2. 社会・経済を破綻に至らせない。
 - ・地域での感染拡大防止策により、欠勤者の数を減らす。
 - ・事業継続計画の実施等により、市民の生活を維持するために必要な社会・経済機能の維持に努める。

<対策の効果 概念図>



(2) 発生段階

新型インフルエンザ対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定める。

国行動計画では、新型インフルエンザが発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、5つの発生段階に分類している。国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げを参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、「新型インフルエンザ対策本部」(以下「政府対策本部」という。)が決定することとしている。

国は、平成23年9月の改定において、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染拡大防止策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で、都道府県が判断するものとした。また、国は国内発生早期と国内感染期における地域ごとの発生段階を併せて示している。

札幌市では、これらの発生段階に準拠し、行動計画を定めているが、国行動計画に係る「国内発生早期」については、札幌市内において新型インフルエンザ患者が発生しているか否かにより段階を分け、「国内発生早期」、「市内発生早期」として整理している。また、「国内感染期」については、札幌市内の流行状況を中心に対策を講ずることから「市内感染期」として整理している。

また、国、北海道が決定する各段階に対応した対策をまとめた行動計画だけでなく、業務継続計画・対応マニュアルなどに基づき、より具体的な想定のもと、事前に体制を整備することとし、庁内組織の設置、情報の収集・提供の強化、医療供給体制、防疫体制を確保しておく。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないことに留意が必要である。

〈 WHO パンデミックフェーズ 〉

WHOのフェーズ	状 態
フェーズ1	ヒトへ感染する可能性を持つ型のウイルス発生がない。
フェーズ2	ヒトへ感染しパンデミックを引き起こす可能性を持つ亜型のウイルス検出。
フェーズ3	新しい亜型のインフルエンザウイルスが散発的又は限られた集団に感染しているが、コミュニティレベルでの継続的なヒトーヒト感染は発生していない。
フェーズ4	コミュニティレベルでの発生を継続させる力がある新しい亜型のインフルエンザウイルスが、ヒトーヒト感染していることが確認された。
フェーズ5	WHO の1つの地域に属する2か国以上で、そのインフルエンザウイルスによってコミュニティレベルの感染が継続している。
フェーズ6	フェーズ5の条件に加え、WHO の別の地域の1か国以上において、そのインフルエンザウイルスによってコミュニティレベルの感染が継続している。

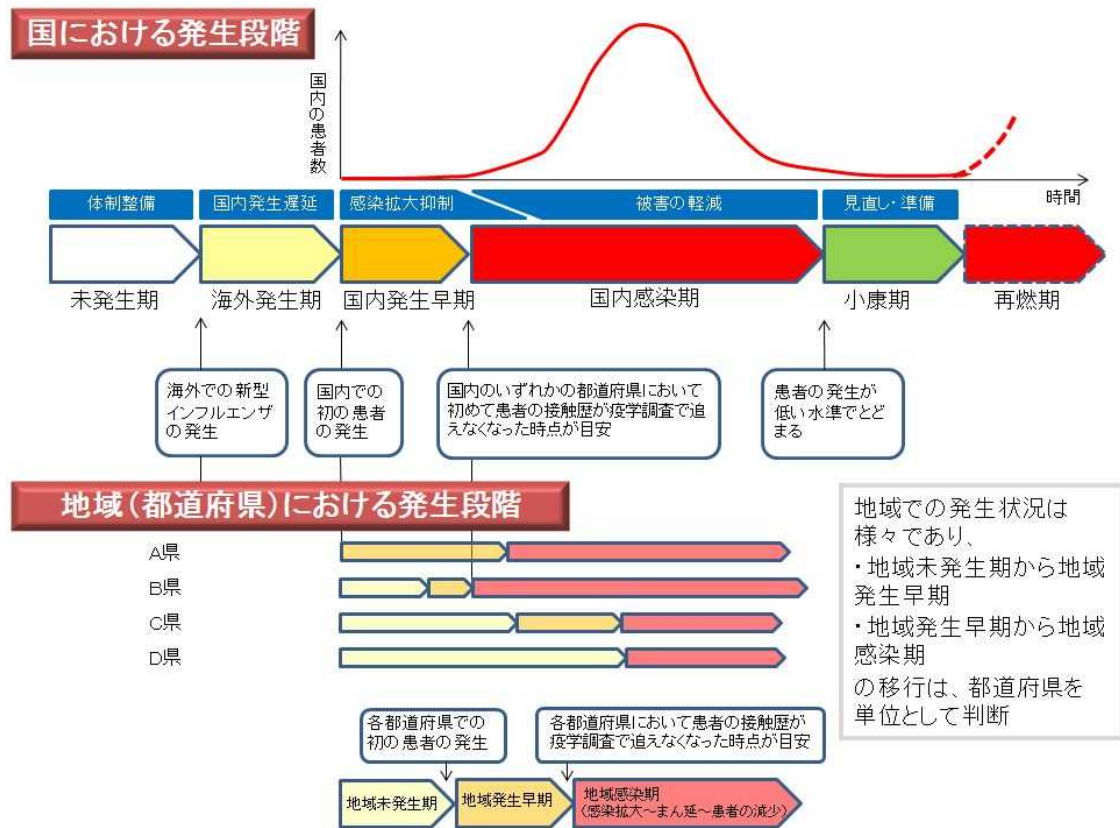
〈 国の想定する発生段階 〉

発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザが発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザが発生した状態
国内発生早期	<p>国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザの患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</p> <p>(地域未発生期) 各都道府県で新型インフルエンザの患者が発生していない状態</p> <p>-----</p> <p>(地域発生早期) 各都道府県で新型インフルエンザの患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</p>
国内感染期	<p>国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザの患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</p> <p>(地域感染期) 各都道府県で新型インフルエンザの患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少</p>
小康期	新型インフルエンザの患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

＜行動計画と国及び札幌市の発生段階、WHOのフェーズの対応表＞

WHOのフェーズ	国	札幌市
フェーズ1、2、3	未発生期	未発生期
フェーズ4、5、6	海外発生期	海外発生期
	国内発生早期 ・地域未発生期 ・地域発生早期	国内発生早期 市内発生早期
	国内感染期 ・地域未発生期 ・地域発生早期 ・地域感染期	市内感染期
	小康期	小康期
ポストパンデミック期		

＜国及び地域（都道府県）における発生段階＞



(3) 対策における札幌市の計画体系

札幌市では、新型インフルエンザ発生時における札幌市としての対策の基本的な方針及び認識を示すものとして、平成 18 年 2 月に行動計画を策定している。この度の国の改定（平成 23 年 9 月）に合わせ、新たに下記、を整備することとし、これらを一体の計画体系として構成し、札幌市における新型インフルエンザ対策を講じていく。

行動計画

新型インフルエンザ流行時における対応方針、感染拡大防止のための臨時的対策について定めている。

業務継続計画【新型インフルエンザ編】（以下「継続計画」という。）

新型インフルエンザ流行時において、行動計画に基づく新型インフルエンザ対策を優先して実施するとともに、継続すべき重要な業務等の優先業務へ人員を配置するなど最低限必要な業務を維持するための事前計画である。

新型インフルエンザ対応マニュアル（以下「対応マニュアル」という。）

行動計画、継続計画の運用に不可欠な実施事項に係る具体的な手順、方法等を明確化するために整備する。

《行動計画・継続計画・対応マニュアルの関係》

	行動計画	継続計画	対応マニュアル
対 象	札幌市、市民、医療機関等関係機関	行政機関としての札幌市	行政機関としての札幌市
目 的	発生段階毎に以下の応急対策の内容を定めたもの	新型インフルエンザ流行時に最優先に行うべき業務を事前に定め、限られた資源を効率的に活用し、市民サービスの継続を図る	行動計画、継続計画の運用に不可欠な実施事項に係る具体的な手順、方法等を明確化する
業 務	新型インフルエンザ対策業務	札幌市におけるすべての業務(新型インフルエンザ対策業務、一般継続業務、縮小業務、休止業務)	新型インフルエンザ対策業務

- ・ 行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザへの対応を念頭に置き、インフルエンザの特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すもの。実際に新型インフルエンザが発生した際には、病原性・感染力等のウイルスの特徴、地域の特性、その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策

そのものが社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

- ・ また、常に対策の必要性を評価し、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。対策の実施・縮小・中止等を決定する際の判断の方法（判断に必要な情報、判断の時期、決定プロセス等）については、適宜、継続計画及び対応マニュアルに定めることとする。

新型インフルエンザの発生の時期や形態についての予測は常に変わりうること、新型インフルエンザ対策については随時最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があること等から、行動計画等については適時適切に修正を行うこととする。

(4) 基本的考え方

新型インフルエンザが発生する前の段階では、対策についても不確定要素が大きい。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

科学的知見及び国や他の地方公共団体の対策も参考にしながら、札幌市の地理的な条件、都心部への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等も考慮し、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指す。

その上で、新型インフルエンザ発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、一連の流れをもった戦略を確立する。

【未発生期】

- ・ 札幌市においては、新型インフルエンザが発生した場合に混乱することなく的確な対策を迅速に実施するため、国行動計画やガイドラインを踏まえ、札幌市の実情を考慮した詳細かつ具体的なマニュアルや役割分担を事前に定める。
- ・ 実施体制の構築に加え、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や医療体制の整備、市民に対する啓発や企業による事業継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行う。
- ・ 医療機関、企業、公共交通機関、学校、福祉施設、マスメディア、家庭・個人は、発生時にそれぞれが適切に対応していけるよう、行動計画等を踏まえ、事前の準備を早急に進めることが求められる。

【海外発生期】

- ・ ウイルスの国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定する。
- ・ 発生時における準備体制を構築するため検疫への協力等により、ウイルスの侵入時期をできる限り遅らせる。
- ・ 病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、これらが高い場合を想定した強力な対策を実施するが、情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。

【国内・市内発生早期】

- ・ 水際対策、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等を中心とし、ウイルスの感染拡大スピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- ・ 新型インフルエンザに対するパンデミックワクチンが供給されるまで、医療従事者や社会機能の維持に関わる者に対してプレパンデミックワクチンを接種し、感染拡大に備える。

【市内感染期】

- ・ 行動計画等に従い、国・北海道・民間事業者等と相互に連携し、医療の確保、公共サービス等の事業継続等に最大限の努力を行う。

(5) 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザは社会全体に影響を及ぼすものであり、その対策においては、国、北海道など都道府県、医療機関、事業者、個人もそれぞれに役割を担っている。

新型インフルエンザ対策を推進するに当たり、関係機関等の役割については以下のとおりである。

1. 国

新型インフルエンザの発生前は、「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

また、各省庁では、国行動計画等を踏まえ、相互に連携を図り、新型インフルエンザが発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザの発生時には、速やかに内閣総理大臣及びすべての国務大臣からなる政府対策本部を設置し、その下で対策全体の基本方針を示し、政府一体となった対策を講ずるとともに、各省庁においてもそれぞれ対策本部等を開催し、対策を強力に推進する。

その際、政府対策本部は、医学・公衆衛生等の専門家からの意見を踏まえ、対策を進める。また、各地域での対策の実施主体となる地方公共団体と緊密に連携を図る。

2. 地方公共団体

新型インフルエンザ発生前は、行動計画等を踏まえ、医療の確保、住民の生活支援等の自らが実施主体となる対策に関し、それぞれの地域の実情に応じた計画を作成するなど新型インフルエンザの発生に備えた準備を推進する。

新型インフルエンザの発生時には、国における対策全体の基本的な方針を踏まえ、地域の状況に応じて判断を行い、対策を強力に推進する。

【北海道】

北海道は、感染症法に基づく措置の実施主体として、感染症対策の中心的な役割を担っており、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し主体的な判断と対応が求められる。また、道内の市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

【札幌市】

住民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、社会的弱者への支援に関し主体的に対策を実施する。対策の実施に当たっては、北海道や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

市内における感染拡大を可能な限り阻止し、健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能の破綻に至らせないようにするために最大限努めるとともに、市民や事業者（市内公共交通機関等ライフライン事業者、観光事業者、マスメディア等の民間事業者）へ協力依頼や支援を行う。

なお、国行動計画では、保健所を設置する政令指定都市である札幌市は、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、都道府県に準じた役割を果たすことが求められている。

3. 医療機関

新型インフルエンザによる健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザの発生前から、地域医療体制の確保のため新型インフルエンザ患者を診療する際の院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。また、新型インフルエンザの発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定を進めることが重要である。

<p>新型インフルエンザの発生時には、診療継続計画に基づき、発生状況に応じて、新型インフルエンザ患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。</p>
<p>4. 社会機能の維持に関わる事業者</p>
<p>医療関係者、公共サービス提供者、医薬品・食料品等の製造・販売事業者、運送事業者、報道機関等については、新型インフルエンザの発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザの発生前から事業継続計画の策定や従業員への感染予防策の実施などの準備を積極的に行うことが重要である。</p> <p>新型インフルエンザの発生時には、事業継続計画を実行し、その活動を継続するよう努める。</p> <p>市内における事業者（市内公共交通機関等ライフライン事業者等）は、本市と情報交換・共有を図るとともに、他の事業者などと統一した対策を実施するなど連携協力するよう努める。</p>
<p>5. 一般の事業者</p>
<p>一般の事業者については、新型インフルエンザの発生時に備えて、職場における感染予防や事業継続に不可欠な重要業務への重点化のための準備を行うことが求められる。</p> <p>新型インフルエンザの発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、事業の自粛が求められる。</p>
<p>6. 個人</p>
<p>新型インフルエンザの発生前は、新型インフルエンザに関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、通常のインフルエンザにおいても、手洗い・うがい¹⁷・マスク着用¹⁸・咳エチケット等の個人レベルでの感染予防策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うことが望ましい。</p> <p>新型インフルエンザの発生時には、発生状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。</p>

¹⁷ うがいについては、風邪等の上気道感染症の予防への効果があるとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する科学的根拠は未だ確立されていない。

¹⁸ 患者はマスクを着用することで他者への感染を減らすことができる。他者からの感染を防ぐ目的では、手洗い等との組み合わせにより一定の予防効果があったとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する賛否が分かれており、科学的根拠は未だ確立されていない。

また、新型インフルエンザ患者等の人権が損なわれることのないよう留意する。

(6) 行動計画の主要7項目

行動計画は、新型インフルエンザ対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる」及び「社会・経済を破綻に至らせない」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、下記7項目に分けて立案している。

- 実施体制
- サーベイランス・情報収集
- 情報提供・共有
- 予防・まん延防止¹⁹
- 医療
- ワクチン
- 社会・経済機能の維持

各項目に含まれる内容は以下のとおりである。

実施体制

新型インフルエンザは、そのウイルスの病原性が高く感染力が強い場合等、生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くことが危惧されており、危機管理の問題として取り組む必要がある。このため、新型インフルエンザが発生した場合、危機管理部門と公衆衛生部門が中心となり、全庁一丸となった取組みが求められることから、発生段階が進展した場合には、札幌市として、全庁を横断した体制を構築し、総合的かつ効果的な対策を推進する。

【未発生期】

発生前より北海道との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

常時設置している「札幌市感染症対策本部（以下「対策本部」という。）」（本部長：市長）を中心とした体制を構築し、相互に連携を図り、行動計画

¹⁹ インフルエンザの場合、疾患の特性（不顕性感染の存在、感染力等）から感染の拡大を完全に防ぎ止めることは不可能であり、あくまでも感染拡大を可能な限り抑制するために行われるもの。

等を実施するために必要な措置を講ずる。新型インフルエンザに迅速かつ的確に対応するため、各発生段階に応じた計画を予め策定し、庁内関係局区及び医療機関等の各関係団体等に周知しておく。

また、対策本部内に、関係課の課長職で構成する「札幌市新型インフルエンザ対策連絡会議」を設置し、当該会議の枠組を通じ、事前準備の進捗を確認し、全局区における認識の共有を図るとともに、庁内の連携を確保しながら一体となった取組を推進する。

また、庁内における業務継続計画を整備し、新型インフルエンザの発生時においても庁内各部局の重要業務を継続する体制を整える。特に、保健所においては、平素から、保健所長を事務局長とする対策本部事務局を中心として、対策本部の諮問機関である「新型インフルエンザ対策有識者会議」（以下、「有識者会議」という。）の意見を踏まえ、対策の推進を図る。

【海外発生期以降】

市民の生命と健康を守り、都市機能を維持するため、全庁一体となった対策を推進する。新型インフルエンザの発生に伴い、「札幌市感染症対策本部事務局（事務局長：保健所長）」を設置し、速やかに市長、副市長及び関係局長からなる「札幌市感染症対策本部会議」（以下「対策本部会議」という。）を開催する。

また、有識者会議を開催し、新型インフルエンザの傾向、流行状況、札幌市としての対策のあり方などについて意見を求める。

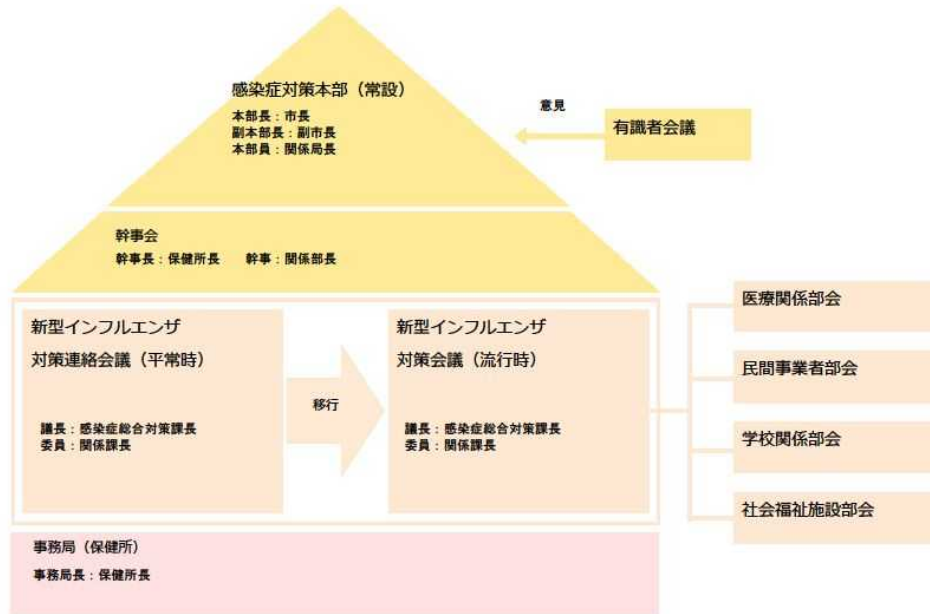
対策本部は、上記有識者会議、及び、医学・公衆衛生の専門家の意見を踏まえ、国や北海道、近隣市町村との緊密な連携の下、迅速かつ適切な対策を強力に推進する。必要に応じて、局区における対策支部を設置するものとする。

また、関係課の課長職で構成する「新型インフルエンザ対策会議」を設置し、全流行状況等に関する迅速な情報提供を行い、対策本部の考え方・対応等についての情報共有を図るなど、全庁的に意思疎通を行いやすい体制にする。

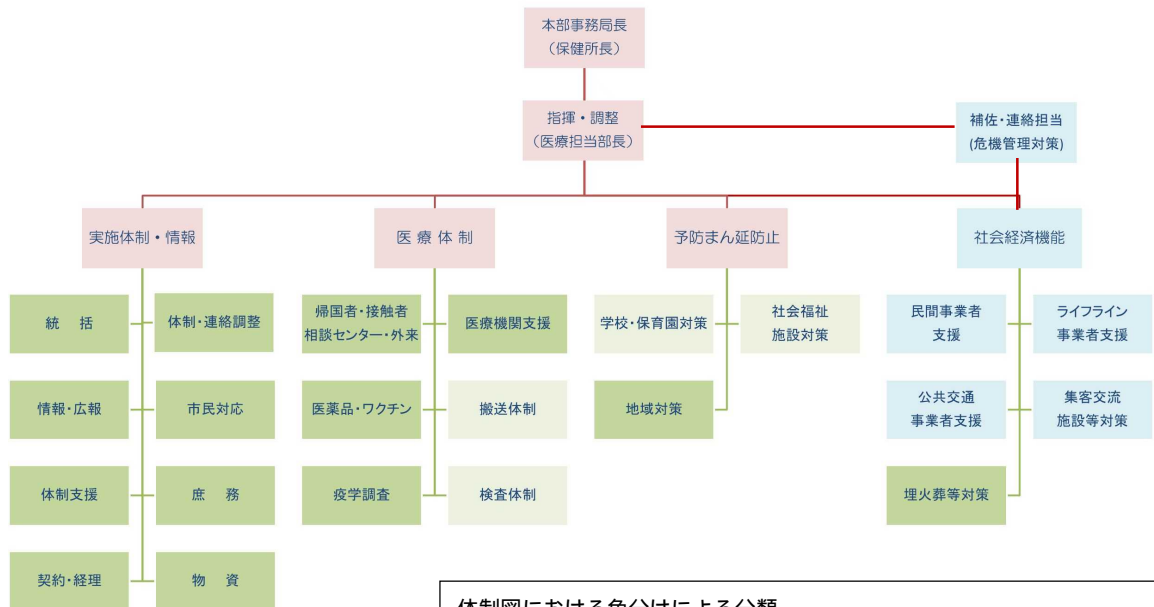
本部体制については、発生段階に応じ、本部長が決定する。対策本部事務局の体制強化等に係る具体的な内容については業務継続計画及び対応マニュアルにおいて定める。

新型インフルエンザ発生に伴う感染症対策本部体制は、次のとおりである。

《札幌市の実施体制（全体像）》



《札幌市の実施体制（発生後の本部事務局体制）》



体制図における色分けによる分類

ピンク：統括員(部長職)、濃緑：保健所職員で構成する班

薄緑：関係課が参加する班、水色：危機管理対策室が参加するチーム・班

(実施体制の詳細及び具体的な初動対応要領については、対応マニュアルに定める。)

サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザに関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し判断につなげ、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元する。情報を公表する際には、個人情報保護に十分留意する。

【未発生期】

厚生労働省や国立感染症研究所等を通じ、海外での新型インフルエンザの発生に係る情報を入手する。

また、通常のインフルエンザ及び新型インフルエンザの両方に対応するため、国・北海道等と連携して、以下の事項について常時サーベイランスを実施する。

- ・全国的な流行状況
- ・入院患者及び死亡者の発生動向
- ・流行しているウイルスの亜型や薬剤耐性
- ・学校等における感染拡大の兆候

さらに、未発生期から、通常のインフルエンザ及び新型インフルエンザに関する研究や検疫等の対策の有効性に関する研究や、研究により得られた科学的知見に関する情報収集を積極的に行い、適宜行動計画等に反映させる。

【海外発生期から国内発生早期】

海外、国内他地域での発生状況、ウイルスの特徴等について速やかに情報を収集・分析して必要な対策を実施するとともに、市内での発生をいち早く探知する。

この段階では、情報が限られているため、国・北海道等と連携して、サーベイランス体制の強化を図り、積極的な情報収集・分析を行う。具体的には平時のサーベイランスに加えて以下を実施する。

- ・市内における新型インフルエンザ患者の発生を早期に発見し、新型インフルエンザの特徴の分析を行うため、患者の全数把握
- ・新型インフルエンザ患者の臨床像を把握するため、入院患者の全数把握
- ・感染拡大を早期に探知するため、学校等における集団発生の把握の強化
- ・入国者中の有症者の推移の把握

さらに、発生時には速やかに、新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や治療の効果等に関する調査研究その成果に関する情報収集を行い、対策

の検討の際に活用する。

【市内発生早期から市内感染期】

市内における発生状況を把握し、必要な対策を実施し、その効果を評価する。

市内感染期に入り、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者及び入院患者の全数把握は、その意義が低下し、また、サーベイランス実施上の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。

また、サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、医療提供体制等の確保に活用する。また、市内で流行するウイルスの亜型や薬剤耐性等に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立てる。

海外の状況については、厚生労働省や国立感染症研究所等を通じ、発生国やWHOを中心としたインフルエンザサーベイランスのためのネットワーク及び感染症に関する早期警戒・対応のためのネットワーク並びに国際獣疫事務局(OIE)が導入している早期警戒システムなどからの情報を迅速に入手し、対策に関する判断を行う際に役立てる。

情報提供・共有

対策のすべての段階、分野において、国、地方公共団体、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションを図っていくが、コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握ができるよう努める。

【未発生期】

- ・ 継続的な情報提供により、新型インフルエンザの発生の可能性について注意を喚起し、新型インフルエンザに関する基本的な情報、発生した場合の対策等に関し周知を図る。

【海外発生期以降】

- ・ 発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス(科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等)や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、患者等の人権にも配慮して分かりやすい情報提供を行う。

- ・ 医療機関や札幌市医師会その他の関係機関等とは、迅速な情報の共有に努め、情報提供の際には緊密な連携を図る。
- ・ リアルタイムでの正確な双方向の情報共有のため、直接的なコミュニケーションの手段としてインターネット等を活用する。札幌市内の情報は、対策の現場の状況、現場で必要とされている情報として、国や北海道へ提供・発信していき、対策にあたっては反映させていく。
- ・ 情報を受け取る媒体や情報の受取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、複数の媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。
- ・ 媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、特に、新型インフルエンザには誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図る。
- ・ 情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築し、広報担当者が適時適切に情報を共有するための方策について検討する。
- ・ 提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信する。
- ・ コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていく。

予防・まん延防止

個人レベル、地域・社会レベルでの複数の対策を組み合わせる行う。

（個人レベルでの対策）

- ・ 手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染予防策を実践するよう促す。
- ・ 自らが患者となった場合は感染を広げないよう外出の自粛、マスクの着用といった基本的行動の理解促進を図る。

（地域・社会レベルでの対策）

- ・ 海外発生期に行う国内発生をできるだけ遅らせるための対策と、市内での感染拡大を抑制するための対策を、一連の流れをもった戦略に基づき実施する。

感染拡大防止策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザの病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策を決定する。

実際に対策を実施する際に協力が得られるよう、発生前から広く周知する。

【海外発生期】

- ・ 状況に応じた感染症危険情報の発出、市内での患者発生に備えた体制の整備を図る。

【国内発生早期から市内発生早期】

- ・ 個人レベルでの手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染予防策の徹底を呼びかける。
- ・ 次のような対策を実施し、感染拡大をなるべく抑え、流行のピークを遅らせ、流行のピークにおける影響をできるだけ小さくする。

（患者対策）

患者を、新たに接触者を増やさない環境下で、適切に治療する。

（接触者対策）

濃厚接触者に対し、外出自粛を要請すると同時に、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与と健康観察を行う。これにより、患者からウイルスの曝露を受けた者が、新たな患者となり、地域内に感染を拡大させる可能性を低減する。

（学校・保育施設等の対策）

学校・保育施設等では、感染が広がりやすく、このような施設で集団感染が起こった場合、地域流行のきっかけとなる可能性があるため、発生早期から、必要な場合には、学校・保育施設等の臨時休業を実施するとともに、各学校等へ入学試験の延期等を要請する。

（社会対策）

必要な場合には、外出や集会の自粛要請等の地域対策、職場における感染予防策や一部の事業の自粛要請等の職場対策を行い、社会的活動における接触の機会を減らす。

【市内感染期】

- ・ 患者については重症者のみ入院とし、その他の患者は在宅療養を基本とする。
- ・ 濃厚接触者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与は中止する。
- ・ 引き続き、学校・保育施設等の対策や、社会対策を実施する。

医療

新型インフルエンザが流行した場合の、罹患者数、入院患者数、1日当たりの入院患者数については、「流行規模及び被害の想定（P5）」において推計している。

新型インフルエンザが大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておく。

協力する医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集を行う。

【海外発生期から市内発生早期】

- ・ 発生当初においては、新型インフルエンザの臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザの診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。
- ・ 国内発生早期においては、医療の提供は、患者の治療とともに感染拡大防止策としても有効である可能性があることから、感染症法に基づき、新型インフルエンザ患者等を感染症指定医療機関等に入院させる²⁰。このため、北海道の策定する感染症病床の利用計画を踏まえ、対応について検討する。
- ・ 新型インフルエンザに感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者との濃厚接触者の診療のために、国内発生当初は「帰国者・接触者外来」（発生国からの帰国者や、国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を対象とした外来）を設置して診療を行う。
- ・ 新型インフルエンザの患者はその他の医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要があるため、その他の医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザに感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等の院内感染対策を行う。
- ・ 医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチ

²⁰ 感染症法第19条（第26条により準用）

ンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

- ・ 「帰国者・接触者相談センター」(発生国からの帰国者や、国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来の紹介をするための相談センター)を設置し、その周知を図る。
- ・ 帰国者・接触者外来等医療提供体制については、一般的な広報によるほか「帰国者・接触者相談センター」から情報提供を行う。
- ・ 帰国者・接触者外来・相談センターのあり方等については、医師会等の医療関係者と協議のうえ、「対応マニュアル」に定める。

【市内感染期】

- ・ 帰国者・接触者外来以外の医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関(内科・小児科等、通常、インフルエンザの診療を行うすべての医療機関)で診療する体制に切り替える。
- ・ 患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分けるとともに、医療提供体制の確保を図る。
- ・ 感染症指定医療機関等以外の医療機関や公共施設等に患者を入院・入所させることができるよう、事前に、その活用計画を策定する。
- ・ 在宅療養の支援体制を整備する。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であることから、札幌市医師会・学会等の関係機関のネットワークの活用により情報共有に努める。

厚生労働省における新型インフルエンザの診断及び治療方法等が確立した場合には、各医療機関に周知徹底を行い、医療機関はこれに従い早期に診療を行う。各医療機関は、保健所、区保健センターと綿密に連携をとり、検体の採取・搬送、患者・接触者の健康状況の把握に協力する。

抗インフルエンザウイルス薬については、最新の科学的知見に基づく、国及び北海道の備蓄・配分、流通調整等を注視し、北海道と連携しながら調整等を行う。

ワクチン

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、役割が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

【プレパンデミックワクチン】

新型インフルエンザが発生する前の段階で、鳥インフルエンザウイルス（H5N1 亜型）を基に製造されるものである。新型インフルエンザ発生後にパンデミックワクチンが供給されまでの間は、国民の生命を守り、最低限の生活を維持する観点から、医療従事者や社会機能の維持に関わる者に対し、プレパンデミックワクチンの接種を行うことが重要であるとして、国は、プレパンデミックワクチン原液の製造・備蓄を進めている。

【パンデミックワクチン】

新型インフルエンザの発生後に新型インフルエンザウイルスを基に製造されるものであり、国行動計画では、全国民への接種を基本としている。

新型インフルエンザの発生前から、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種が円滑に行われるよう国が決定した接種対象者や接種順位のあり方等に基づき具体的な接種について検討する。国が決定した法的位置づけ、接種の実施主体、接種の実施方法等に基づき、集団的な接種を基本とした接種体制を構築する。

発生後に、新型インフルエンザウイルスの特徴等も踏まえて定めるべき事項は、速やかに決定できるよう、決定の方法等を可能な限り事前に定めておく。

新型インフルエンザ対策全体の中でのワクチンの位置付けや、ワクチンの種類、有効性・安全性、供給される時期、供給される量、接種対象者、接種体制といった基本的な情報について積極的な情報提供を行い、市民の理解促進を図る。

社会・経済機能の維持

新型インフルエンザ発生時に、社会・経済機能の破綻を防止し、最低限の市民生活を維持できるよう、各医療機関、各事業者において事前に十分準備を行うよう要請・支援する。

【未発生期】

- ・ 新型インフルエンザ発生を想定し、職場における感染予防や事業継続のための計画により、事業継続に不可欠な重要業務や従業員の勤務体制などをあらかじめ定め、発生に備えるよう支援する。

【海外発生期以降】

- ・ 職場における感染予防策を実施し感染拡大の抑制に努めるとともに、継続計画を実行し、それに応じた活動を維持するよう要請する。
- ・ 医療従事者や社会機能の維持に関わる者に対しては、事業の継続が社会的に求められているため、国・北海道等と連携してワクチンの先行接種等の支援を行う。